

# 市民文化会館 文化活動支援事業

## 文化会館を 無料でお貸しします

- 市民及び市民が加入している団体が主催者となつて行う催し物。
- ※加入者が市外の団体でも構いません。
- 主催者が市民であれば、主催者が市外の団体でも構いません。
- 音楽、美術、演劇、映像のほか、どのジャンルにも分類できない内容の催し物でも構いません。
- 原則としてアマチュアで當利を目的とせず、あくまでも自主企画、自主運営で行われるイベントや催し物で、プロモーター等の介在しないもの。
- 市の芸術文化の向上及びまちづくりに著しく貢献するもの。
- 既に定期的に実施している事業は除く。

### 対象となる要件

### 企画内容

市民及び市民が加入している団体が主催者となつて行う催し物。主催者が市民であれば、主催者が市外の団体でも構いません。

### 事業の決定

申し込みがあった中から、教育委員会及び運営委員会の審査により決定します。

### 申し込み方法

市民文化会館に備え付けの企画書に必要事項を記入のうえ、月末までに文化会館へ提出してください。

- ▽市内の事業所に勤務している従業員及び事業主
- ▽市外の事業所に勤務している市内居住者

### 申し込みとお問い合わせは?

市役所商工課内にある「勤労者共済会事務局」へどうぞ。  
△試用期間及びパート従業員で、内線363)

### 対象となる事業

市では八年度から、優れた芸術文化の鑑賞活動と並行して地域に根づいた新しい文化創造活動の高揚・活性化を図るために、市民が自主企画、自主運営で市民文化会館大・中ホールを利用して行うイベントや催し物を支援する「文化活動支援事業」をスタートさせました。

この事業がスタートしたこと、利用する団体などに制約はあるものの、文化会館の大ホールや中ホールのほか、機材など付随して使用するものも無料で利用することができます。該当すると思われる団体はお申し込みください。



### どのような制度?

大館市労働者共済会は、昭和五十八年に市が設立した、中小企業や小規模事業所で働くかたたちの互助組織です。中小の企業で単独に互助組織を持つのはなかなか大変な面がありますので、大いにご利用ください。現在、百八十社、五百五十人余りのかたがたに加入、ご利用いただいています。



### 勤労者共済会

どうぞゆとり、ふくらむ輪の中へ

### ご活用ください

### 会費はいくら?

入会金 1人・1,000円  
会 費 月額・ 600円

### 手続きは?

事務局に備え付けの入会申込書に記入押印し、入会金とその月の会費を添えて提出してください。  
※ご一報いただければ係の者がうかがいます。

市役所商工課内にある「勤労者共済会事務局」へどうぞ。  
△試用期間及びパート従業員で、内線363)